令和４年５月開催松野町農業委員会定例総会会議録

１．開催の日時及び場所

日　時　　令和４年５月10日（火）　16時00分より

場　所　　松野町役場２階　議場兼大会議室

２．会議構成員（農業委員）現在総数　　13名

出席：11名　　欠席：２名

３．農業委員出席者氏名

役職名	議席番号	担当地区	氏　名	出欠
会長	1	上家地	村田　和宏	出席
副会長	2	―	矢野　千津	出席
	3	蕨　生	金谷　純一	出席
	4	富　岡	加賀田幸二	出席
	5	吉　野	太田　善英	出席
	6	―	山崎　　匡	出席
	7	豊岡前	毛利　彰男	出席
	8	松　丸	山口　賢三	出席
	9	目　黒	河野　和平	出席
	10	豊岡後	森口　　泰	欠席
	11	延野々	石田　芳久	出席
	12	奥野川	滝口　博臣	欠席
	13	―	松比良八重子	出席

その他出席者

農地利用最適化推進委員出席者

区域	氏　　名	出欠
松丸地区、延野々地区、豊岡後地区、豊岡前地区	綱崎　幸紀	出席
	松田　荘一	出席
富岡地区、上家地地区、目黒地区	井上　優二	出席
	橋田　忠弘	出席
吉野地区、蕨生地区、奥野川地区	赤松　　晋	出席
	金谷　恒夫	出席

農業委員会事務局

農業委員会事務局長	小西　　亨
農業委員会事務局次長	中平　大介
農業委員会事務局主事	岡本　　渉
農林振興課係長	石川　玲子

４．議長選出他

議長	村田　和宏
会議録署名委員	金谷　純一
	加賀田幸二
会議書記	岡本　　渉

５．閉会の日時

令和３年５月10日（金）　　17時10分

６．議事日程

議案第１号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について
議案第２号　農用地利用集積計画（案）の承認について
議案第３号　農業振興地域変更申請に伴う意見決定について
議案第４号　令和３年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和４年度最適化活動の目標の決定について

７．会議の概要

小西事務局長　改めまして皆さんこんにちは。ちょうど定刻の時間となりました。予定の皆さんご出席いただいておりますので、新しい任期になってから第２回目の定例総会になりますが、開催をさせていただいたらと思います。まず始めに会長のほうから挨拶をお願い致します。

村田会長　こんにちは。２回目の委員会になりますけど、こんな天気のええ日に集まっていただいてありがとうございました。晴れ間がずうっと続いて、つい最近までは雨の日が続いて、２、３日雨が続くんじゃなかろか思っていろんな仕事をしながら思たんですが、また会議か思って

こんなええ天気に来るのはもったいなかったんですけど。田植えのほうもやれやれ終わって、あきたこまち、ひのひかりが少し残っとる程度なんですけど、これから草刈りなど忙しくなると思います。日に日に田んぼのほうも青くなって、実りのいうのがすぐに来ると思いますけど、みなさんもいろいろと忙しながら頑張っていただきたいと思います。

今日はまた後から説明があると思うんですけど、いろいろと活動の関係のことで、以前より少し仕事が増えましたけど、毎月毎月の活動記録を出していただくような形になると思いますけど、よろしくお願い致します。

それでは議事録署名委員ですけど、３番の金谷委員さん、４番の加賀田委員さんのほうで議事録の署名をお願い致します。

４番の報告事項に入りたいと思います。事務局のほうで何か報告事項ありましたら。

岡本主事　事務局からはありません。

村田会長　もしあるようでしたらその他でお願いを致します。

早速議事に入りたいと思います。議案第１号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」を議題とし、事務局のほうでお願いします。

岡本主事　資料の４ページお開き下さい。農地法第５条第１項の規定による許可申請について、農地転用の案件でございます。申請地が大字吉野、地番が〇〇〇番、地目畑、面積が174㎡、現在の利用状況は畑です。転用の用途としては自己住宅となります。図は５ページをご覧下さい。

申請者です。今回は貸借の申請となっておりまして、借受人が住所北宇和郡松野町大字松丸〇〇〇番地〇〇〇さん、貸渡人が松野町大字吉野〇〇〇番地〇〇〇さん。転用の事由と致しましては、借受人は現在家族４人で借家住まいをしておりますが、手狭で不便であるため、申請地を借り受け自己住宅を建築したい、貸渡人は借受人の要請を受け入れ貸し渡したい、という事でございます。転用申請農地等の詳細ですが、当該農地は10ha以上の集団的農地内にあり、第１種農地に該当しますが、第１農地の転用不許可の例外である集落接続に該当致します。新任の委員さんもおられますので改めて詳しくご説明させていただきますと、この第１種農地というのは、農地には区分がいくらかございまして、１種・２種・３種と農振地とあるんですけれども、吉野の〇〇〇の地域としては第１種農地、10ha以上農地がずっと広がっておるというところで第１種農地として区分をしております。基本的に第１種農地は転用原則不許可になるんですが、その中でも例外的に認められる要件がありまして、今回は集落接続というのが例外的に許可可能な条件だというところです。その集落接続が何かというと、簡単に言えば近くに人が住んでいる家が２軒以上あるというので集落、要は近くに人が住んでいる家があるかどうか、というところでございまして、それがあるのであれば、例外的に許可が可能な案件だというところでございます。第１種農地の転用案件につきましては、農業委員会で審議を行ったあと、県の常設審議委員会という会がありまして、県の農業会議という組織が運営をしておるんですけれども、今月５月26日に開設される常設審議委員会においても、そこでも諮問を受けるようになっております。その後県のほうに進達をして許可・不許可の判断を受けるという流れになってございます。

　転用の今後の流れも含めてご説明をさせていただきました。説明を

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

村田会長　事務局のほうから説明がありましたけど、この件につきまして何か質問等ありませんでしょうか。

太田委員　質問じゃないんですがいいですか。４月の26日事務局と現地に行った訳なんですが、さっき説明がありましたように住宅地の中にありまして、転用申請の詳細にありますように第１種農地に該当するが第１種農地の転用不許可の例外事項であり、集落接続に該当するので大丈夫かと思います。

村田会長　何か作られとる。

太田委員　今は野菜を作られとる。

村田会長　今日ここでいいですよいうても、今月の26日にもこの審議が松山でもあるんですけど。

申請のとおりでよろしいでしょうか。

（会場）　※会場より「はい」の声あり。

村田会長　許可いうことでお願い致します。

続きまして議案第２号「農用地利用集積計画（案）の承認について」を議題とし事務局のほうで説明をお願いします。

岡本主事　資料７ページをお開き下さい。農用地利用集積計画（案）の承認に

ついて、利用権設定の申請の案件でございます。

番号13番、貸人、延野々〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、奥野川〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権設定する土地が延野々の〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、地目はすべて田で面積が３筆合計で3,051㎡となっております。賃貸借で10年と8ヶ月の契約となっております。図は９ページをご覧下さい。こちら継続の案件です。

続いて番号14番、貸人、延野々〇〇〇番地〇〇〇さん、借人〇〇〇さん。利用権を設定する土地が延野々〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、地目はすべて田で面積が３筆合計で3,295㎡です。賃貸借でこちらは６年と8ヶ月の契約となっております。図は10ページをご覧下さい。こちらも継続の案件です。

続いて番号15番、貸人、松丸〇〇〇番地〇〇〇さん、借人〇〇〇さん。利用権設定する土地が延野々〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、地目は田で３筆合計で3,535㎡となっております。賃貸借でこちらも６年と8ヶ月の契約となっております。図は11ページをご覧下さい。こちらも継続の案件です。

続いて８ページです。番号16番、貸人、高知県宿毛市〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、目黒〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権を設定する土地が目黒〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、地目すべて畑で面積が４筆、〇〇〇番は一部ですが４筆合計で2,147㎡となっております。賃貸借で９年と11ヶ月の契約となっております。図は12ページをご覧下さい。こちらは新規の案件です。

続いて番号17番、貸人、目黒〇〇〇番地〇〇〇さん、借人目黒〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権設定する土地が目黒〇〇〇番、〇〇〇番、地目田で面積が２筆合計で1,851㎡です。賃貸借で２年と11ヶ月となっております。図は13ページをご覧下さい。こちらは新規の案件です。

番号18番、貸人、目黒〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、目黒〇〇〇さん。利用権を設定する土地が目黒〇〇〇番、〇〇〇番、地目は田で面積が２筆で1,008㎡となっております。使用貸借でこちらも２年11ヶ月となっております。図は14ページをご覧下さい。こちらも新規の案件です。

以上６件です。ご審議のほどよろしくお願いします。

村田会長　６件の案件がでたんですけど、問題無いでしょうか。

〇〇〇はなんかを植えるいうて、草刈りしよったいう話を聞いたんやけど。

岡本主事　藍染めをするための藍、蓼藍というらしいんですけども、あれをやりたいということで聞いております。本人もそうなんですけど、〇〇〇に来られとるインターン生、大学生のああいう人達も一緒に作業はされております。そう言う意味でも実施の継続性も特段問題は無いかと考えております。

村田会長　何か無いでしょうか。

無いようでしたら申請の通りでよろしいでしょうか。

（会場）　※会場より「はい」の声あり。

村田会長　ありがとうございます。続きまして議案第３号「農業振興地域変更申請に伴う意見決定について」を議題として事務局で説明をお願いします。

石川係長

失礼致します。農業振興地域整備計画の変更の案件が２件出ておりますので説明をさせていただきます。資料は16ページからとなっております。

今回は除外の案件が１件と、編入の案件が１件となっております。案件１については除外の案件です。申請者が松野町大字延野々〇〇〇番地〇〇〇株式会社代表取締役の〇〇〇さんです。変更理由としまして申出者は現在水産物の加工品の製造販売を行っていますが、事業の拡大に伴いまして当該会社の倉庫それから従業員の方の駐車場のほうが不足している状況にあります。そこで隣接する土地を購入しまして会社敷地の拡張を行い、倉庫と駐車場として活用したいということで、今回農用地区域のほうから除外したい考えです。該当の土地につきましては松野町大字延野々〇〇〇番の269㎡と〇〇〇番の301㎡と〇〇〇番の413㎡と〇〇〇番の502㎡と〇〇〇番207㎡で現況の地目は畑、５筆合計で1,692㎡となっております。転用後は雑種地として活用する予定です。資料の17ページのほうに位置図を掲載しております。また１枚めくっていただきまして、18ページのほうに申請地の周辺図それから下のほうに今回の申出地と既存の事業用地の利用図を掲載しております。図のほうの説明をさせていただきますと、青い所の部分が現在の既存の会社の敷地になっております。そこに隣接するかたちで赤い格子部分の所を今回除外転用したいということです。下のほうがどういうふうな形で土地を利活用していくかといったところなんですけれども、まず既存の事業用地と今回の申請地にまたがるような形で倉庫１を建設される予定です。それから倉庫２という所については現在は駐車場として活用されておりますがそこに新しく倉庫を作られて申請地の残りのところについては、従業員の方の駐車場として活用するというふうな話を聞いております。

町の所見としましては、当申出地は農用地区域の周辺部に位置しており、農用地の集団化、農作業の効率化等に支障を及ぼす恐れはないと考えております。

次に案件２については、編入の案件になっております。申出者が宇和島市宇和津町〇〇〇番地〇〇〇さんです。変更理由としましては当該地は周辺に良好に管理されている集団的な農地があり、今後そういった周辺の農地と一体的に農業上の理由を確保するため今回編入をしたいということです。所在地につきましては、松野町大字吉野〇〇〇番、現況の地目が畑で、面積が1,599㎡です。19ページのほうに位置図をのせておりますのと、20ページのほうに周辺図を掲載しておりますので合わせてご覧いただけたらと思います。ここの農地につきましては少し前まで雑木が生えておりまして、畑としての活用等はされておりませんでした。現在は申請者のほうで木を伐採していただいて、本人さんが国の果樹の補助事業のほうを活用されて、果樹を80本ほど植栽されているところを確認しております。町と致しましては周辺に良好に管理された集団的な農地があり今後そういった事業等の活用によって周辺農地と一体的に農業上の利用を確保することができ、当該農地を農用地として利活用することで、集団化、農作業の効率化が促進されると考えております。

説明は以上ですご審議のほうよろしくお願い致します。

村田会長　２件の案件があったんですけど、まず１件目の案件なんですけど、どうでしょうか。聞きたいことがあれば。

以前に違反転用になりかけよった、それをまた農道の利用なんかはどうでしょうか。

岡本主事　確定の話ではなくて今後そういう話をするスケジュールだという前提で聞いてほしいんですけど、元々会社のある敷地と今回申請しようとする土地、その前の土地も含めて赤線と青線がありまして、そこの部分も会社の敷地をまたいでというか、真ん中にある赤線を払い下げを受けたいという意向を聞いております。青線については現状あまり機能がないということで払い下げを受けたい、赤線については18ページの下の地図のほうの一番下に薄く赤い斜線が引いてあるんですが、その土地と農地転用の許可が下りた後に付け替えの交換申請をしたいということでお話を聞いています。まだ現状の予定の段階で農業委員会の審議と直接は関係無いんですけれども、情報としてご説明をさせてもらいます。

石田委員　今回出とる件で新しいに以前農業委員会で認めた駐車場いうことで新しく倉庫を建てるという事で間違いないんですかね。工場じゃなくて倉庫。申請が出とるという事よな。図面上は工場をたてるというんじゃなくて。

岡本主事　申請書類もすべて倉庫という形で聞いております。

石田委員　地元の農道の件も当然区長さんにもその辺話して、隣接地の隣の方々もやっぱりある程度の農道については協議もせないけんので、慎重にとりはからっていかないかんな思とります。

山崎委員　地元なんでちょっと。石田委員が言われた事と同じなんですけど、うちの組でもその話が常会の時に出てまして、プロセスというのをきっちりとってもらわないと、いつの間に、ということでは地元の人も

考えられていましたので、その辺はしっかり事務局通して手続きしていただけるよう住民の総意をもらうというのを前提に進めていただいたらと思います。以上です。

小西事務局長　　トータル的にちょっと。私は農業委員会の事務局でありますが、今申請をしている農林課の課長という立場もあるので、両方兼ね備えてお話をさせていただいたらと思います。地元の委員さんから出とる話が一番地元としては関心事であるし、しっかりと協議をした地元が納得したうえでしっかり対応をしてほしいというのがみなさんの意見だと思います。ですから農振地除外の意見書としても農業委員会としては、地元との協議をしっかりした上で、トラブルのない対応をしてほしいと申しつけて当事者にお返しをさせていただいたらと思います。農振除外の手続きが終わった後に、今度５条の申請の手続きが農業委員会に正式に農地法として出てきますので、その時にももう一度、そういう地元との協議をしっかりするようにということで、付帯的にではないんですが少し意見をつけて許可をするというのもまたいいんではないかと思います。今回は農林振興課、行政側の手続きに対しての農業委員会の意見ですので、その手続きに対しての意見として、一言付け加えて当事者にお伝えをさせていただいたらと思います。先ほど言っておりました、あい中に入っとる農道の付け替えは以前から出ておりまして、前駐車場で転用をかけた時には、あの時点ではこれが最終段階の利用の仕方という事で受けておりましたが、昨今の会社の経営状況の変化等々もあって少し事業を拡張したいという意向があって、今の自分とこの敷地の中で工場の拡充は済ませますと。それに伴って倉庫とか駐車場の部分が足りないので、今回この隣接地を活用して今の形にしたいという意向のようでございます。今の

所考えられる最終形であるんじゃないかと思います。これは農振除外の協議に県にいった折、転用をかける場合に許可を出す県としても、いつまでたったらこれの拡充が終わるんぞと、いうふうな話は当然ついて回りますので、そういう確認も事業者にしながら申請をしていくというところでありまして、その時点で考えられる最終形ではあるんですが、これを繰り返していくとどこまででも工場が広がる話にもなります。今回一番端っこに農道を付け替えるという事は土地の一番後に交換して農道を付け替えるという事ですので、ある程度これが最後の形になるんではないかなと、いうふうに思っております。またこれで農道を挟んで拡充していくと、また交換をせんといけんという話にもなりますので、こうなると赤線青線を管理している建設課としても、再々これをやるということは手続き上難しい問題も出てきますので、農道を付け替えるところでは管理者である町の建設環境課との協議も十分必要になりますし、その前段では地元の意見をちゃんと聞いているのかいう事は確認されると思いますので、その点私の方から複合的に私のほうから指導をしていきたいと思いますのでよろしくお願い致します。

村田会長　　案件の１はこのようなことでよろしいでしょうか。

（会場）　　※会場より「はい」の声あり。

村田会長　　２番目の吉野の案件なんですけど、どうでしょうか。あんまり無い農地に戻すいうような形になるんですけど。

矢野副会長　　畑だったのにまた農用地に編入と書いてあるので、どういうことか

なと。

小西事務局長　農地であることは変わらないです。要は農業振興地域の青地じゃなくて白地、普通の農地やったのを農振法の農地に編入して下さいというものです。農地の上に農振法の網をかけて、しっかりとした農地として使いたいんだという意思表示、これは農振地域の農用地にならないと補助事業の助成が受けられないということも確かにあるので、そういう事するためにそういう整備をされるというのも引っ付いて来る事もあります。先ほど事務局が説明したように、雑木林いうか林地的な農地で伐採したあとの切り株も残っておりますし、畑というにはという平坦地ではありません。ですが事業を使って苗木を植栽して畑の体裁はとられておるので、それ以上きちっとした整備をせんと農振地に入れないよという明確な縛りも無いので、今の状況をもって地元の委員さんとか会長さんが今までも協議を進めてはおるんですが、その状態を見て農振地に入れるのはいいんじゃないかというご判断をいただければ、オッケーという意見をつけてもらえればいいんじゃないか思います。その代わりこれもただ入って、プラスの要件だけじゃ無くて、ほったらかしになるとか、農業をしっかりやるという意思表示するのにほったらかしになったりするようであれば、申請した内容と実態がずれてくるので、その辺はしっかりして農業をやって下さいねという意見をつけて出すのもいいのかもしれないなと。まあその辺は皆さんのご意見によってそういう判断していただいてもいいのかなと思います。

金谷委員　今課長が言われたように農振の地域に入る事によってのメリット、そういう事はあるわけですか、補助事業とか。

小西事務局長　中山間の直接支払い制度とか、ああいうのに入るのにも農振農用地の農地じゃないと入れないよという縛りがあります。国としては何でもかんでも法の網かけてプラスにもっていくじゃなくて、やっぱり選ばれてしっかり農業しよる農地に対して整備をするという考え方があります。その代わり入れるとなれば、農用地を使わないとか無断で転用かけてしまうとか、管理がしっかり出来てないと、ちゃんとした農地にしますよと意思表示したのに農業をやらないというのは反対のことになるのでそこはプラスでもマイナスでもしっかり自分で受け止めなさいよということは言う必要はあるのかなと思います。

金谷委員　鳥獣害の柵の補助金とか、率のいい補助金を受けられるとかいう感じでそういうことは分かるんですけど。

小西事務局長　国の制度に乗るとなれば青地の境目ははっきり出てくるんで。

太田委員　前に事務局とも現地に行って、柚子を植える所の印をしてあったんですが排水をやらんと植えても枯れるけんということ、これじゃいけんという事で一応こないだ電話したんです。同じとこに植まっとるけどと言うたら、排水をちゃんとしとるんで大丈夫ですいうて、本人が言うたんです。

村田会長　一応あの、事務局と吉野の委員さんと推進委員さんとで現地行きまして、その農地をずっと見たんですけど、これではちょっといけんないうことで、その場はこれじゃいけんいうことで先延ばしにしとったんですけど。指導いう形で、先方のほうに少しならしたうえで出して

もらうような形をとっとったんですけど、悪い状態のままで植栽をされた。これでは柚子が枯れらへんろかないうとこにどうも今植えとるそうなんですが、それでもやっぱし農業をするという意欲がその人にはあるんじゃなかろうかいう事であの場合には許可ださんといけんでねいう話になっとったんですけど、どうでしょうか皆さんの意見は。

太田委員　あの場に植わっとったんやけど排水はちゃんとしたいうけん。植える場所はずらせないの。

石川係長　ずらすのはかまわないけど、同じ場所に最低の植栽本数とかが決まっとるので、それはちゃんとずっと枯れたりしたら捕植をしていくというふにはなっとって。

金谷委員　補助をいただいて植えられとる。

石川係長　そうです。

金谷委員　農協やなんかの。

山崎委員　それは区域に入らないと補助金がもらえないものじゃない今の段階で。

小西事務局長　許可出して初めて最後の土台に乗る。見切り発車なんよ。

どっちかいうたら、やるやる言うたとこは手抜きなんやけど、既成事実だけ先に作ってしもて、これで出せれんろかないうてここへ出て

	来とる。許可を出してくれいうほうも、自信満々には言うてないです。僕らももっと整備をちゃんとしてくれと指導しながら、いけんとも言えれん、いいとも言いがたいとこのぎりぎりのとこでやられとるので、みなさんに投げるわけにいかんのやけど、一応関わってもろた地元の委員さんも多分明確にいけんと言いづらいが良いとも言いづらい思いながら頭を悩ましてもろとるので。
山崎委員	意欲はあるんですか。しっかりやっていくっていう。
小西事務局長	認定農業者にはなっとんさる。認定農業者になっとるし、国の事業を使こて周辺のとこを植栽をしとる実績はあるんやけど、言うように10本この事業で植えたら９年間絶対そこに10本無いといけん、枯れたら捕植せないけん、その後の管理ちゃんとできでない。
山崎委員	今のこの会の選択肢としては、許可する許可しないと、条件付きの許可とかいろいろあると思うんですけど、今の時点では許可出来ないけど今後、数ヶ月後管理できる状態を見て審議するとかいう事はできるんですか。
小西事務局長	できん事はないと思うけど、農振の一番いかんのは先月も意見書をつけてもろたと思うんですけど、多分今回の〇〇〇さんの案件までを一くくりにして、いっかい公告に入りだすと、３ヶ月４ヶ月次の審議の公告を打てんのですよ。だからこれ一回今回ずらすと多分３ヶ月４ヶ月待って、意見をつけるのは整備が出来た時出せるんやけど、編入の手続き自体は多分４ヶ月くらいずれてしかできんなるので、そうなった時に補助事業に乗っからんなったと言われた時に微妙かな。

多分やれやれ言うてもやらんと思う。地形を変えるとかもうちょっと畑らしくせよ言うても今以上にはならない。もう植栽してしもとるので。反対に許可しちゃるけど後の状況見てうまいこといかんのやったら後の手続きはこれをちゃんとしないと、次持ってきても受けれんよ、というような条件を付ける手もある。やるって言うたんやけんちゃんとやって、やらんのやったら次の手続きはできんでしょという話で条件をつけるという事。

山崎委員　今の話をお聞きするとそれしか無いという事になりますよね。その後の条件を付ける。

太田委員　現地は一応きれいにして植わっとるんやけど、植えとる場所が水はけが悪くて。本人に言わせれば水はけはちゃんとしました言うたんで、そこまで見には行って無いんやけど。

柚子に対して未熟なのかな。あれだけ排水せんといけんと言ったのに、排水できてますと言うのは。

小西事務局長　これは意見書なんで農業委員会と土地改良区とJAさんの意見書が揃わんと上げれんのですよ。ここで蹴ってしもたら体裁が整わんのでもう上がらなくなります。５条とか農業委員会が許認可する案件ならみなさんの意見で良いか悪いか判断してもらうんですけど、〇〇〇さんみたいに後に５条がひっついてくるんやったら、先にだめって言うとこかいう場合もあろうかと思うんですけど、今回は農振にするかしないかだけなんですよ。ここで蹴ったけんといって畑が畑じゃなくなる訳では無くて、農振地域の農地に入れるか入れんかいうことなんで対応としては微妙。

山崎委員	農振地に入りながら適正に管理できて無いとこもあるでしょうから、そうなるとそういう事での決定はあまり説得力が無くなりますよね。
小西事務局長	上げたのは駄目だなと思いつつギリギリでも許可せざるをえんかなという判断になったので上げた。状況としてはわかっておってもらいたかったので、ちょっといらん話までしました。もしくはそういう今までの経緯とか、今からの活動の方向性が見えにくいんやったら、ちゃんとしさいよ言う意見だけつけて許可をするって言うのが一番落としどころとしてはいいのかなと。スルーしてただ許可だけ出すと通っただけになりますので、農業委員会としては農地をしっかり農地として使う、ただ植えたけんいいだけじゃ無くて、ここで農業という生業をしてもらわんといかん、ましてや認定農業者がプラスの要件としてこの農地を農振に入れてくれ、事業もやりたいんだいう意思表示をするんやったらしっかりやりなさいいうのは付けとってもいいんじゃないか思うんですけど。やる気でやるんやったらちゃんとしようやという。
金谷委員	今言われたように、細かい内部事情は書類上ではわからんので良い悪いは別にして、発表していただくような形が良いんじゃなかろかとは、今からお願いしたいなとは思います。
村田会長	今まで結構荒らしとる畑で、こんな大きな木まで転がっとる状態を、それをどうやって片付けるかわからんのやけど、手で片付けたか知らんけど、隅のほうに置いてみたりして、一応形にはなっとりまし

た。ただ水はけの事が、あの時に委員さん私と推進委員さんでこれ水はけ悪いねいう話から始まったんですけど、まあ畑としてどうにか形はなった。

太田委員　水はけ悪い言うたのは全体じゃないんですよ。何本かのとこが水路があったとこに植わっとるんで、その水路の排水は別にしたと言うんで。全体的に見たらきれいにはなっとります。

山崎委員　意見書付けて承諾するしかない。

村田会長　見守るだけしか、農地を。

金谷委員　自己責任でやってもらわんと。

村田会長　今までそうとう荒らしとるとこをどうにか使える形には今なっとります。いずれ機械でも入れて慣らすかも分からんし、それは分からんけど。

ギリギリのとこで意見書を付けて、ちょっと厳しい意見書にして、許可でどうでしょうか。

（会場）　※会場より「はい」の声あり。

小西事務局長　皆さんの意見の総意をつけて、しっかりやらんとだめ、それが条件だよということで農業委員会としての意見書を付けさせていただきます。

村田会長　　それでよろしいですね。

（会場）　　※会場より「はい」の声あり。

村田会長　　ありがとうございました。

続きまして議案第４号「令和３年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和４年度最適化活動の目標の決定について」を議題として説明をお願いします。

岡本主事　　資料の22ページ以降になりますが、農業委員会では、１年間の活動目標を年度初めに設定し、その１年後、年度終わりに活動の評価・点検を行って、それを公表する仕組みがございます。それでは内容についてご説明いたします。

※事務局より資料内容の説明あり。

村田会長　　説明ありましたけど、今年から特に厳しい数字になるかと思いますけど、少しでも目標に近づくように協力をお願い致します。

この件について何かありましたら。

太田委員　　言いにくいけど。令和５年までの集積率69パーセント、これ出来なんだらどがいになるやろ。

岡本主事　　以前から国の交付金を取って委員さんの皆様の報酬を少しでも上げたいというお話を先月さしていただいたんですけれども、そもそもが到底無茶な目標になろうかと思うので、影響が多少でも無いとは言

えないんですけれども。新しくなった交付金の説明も国の方から説明会もあったんですけど、情報として皆様にお伝えできるだけまとまってなくて、なんともご説明しづらいところであります。そこら辺に影響がある可能性があるぐらいで、すいませんが。

村田会長　国ではもっと厳しい数字が来とるんですけど、愛媛県ではこれぐらいに下げとるんですけど、結構きつい数字がきとります。松野町のほうでもこの数字でいろいろとお願いするだけになるかと思いますけどよろしくお願いします。

以上で議事の方は終わりましたが、その他で何かありますか。

事務局　※事務局より説明１件あり。

村田会長　ほかその他でありませんか。

山崎委員　代掻きの時の汚水のことについてなんですけど、かなり目立ってたようです。例年に比べると良かったという話なんですけど。私、川釣りするんで梼原とか黒尊とか目黒地区、上家地地区に行くんですけど、代掻きの時期でトラクターが動いてるんですけど、高知側は川が全く濁ってないんですね。漁業権とか漁協が強いのでそういうのも監視されとるとは思うんですけど、自分も含めてなんですけど、あまりにも意識の違い過ぎていうのを感じてて。今まで当然周知とかされてると思うし、当然松野地域だけで良くなるとは思ってないんですけれども、流域も水田面積多いんで仕方ないというたら仕方ないんですけど、ただそれにしても住民の水を流すとかいう意識ていうのがあまりにも違い過ぎるなと思ってて。先日も梼原に釣りに合間見て行ってき

たんですけど、全く川に汚水が流れてないんですよ。トラクターが何十台と狭い川に動いてるのに。やっぱりしっかり止めて代を掻く、その後もしっかり沈殿してから落とすのが徹底されてるのかなというのを感じました。すぐにどうのこうのいうもんでは無いんだけど、周知とかそういうテクニックとかも含めて、当然やってこられたとは思うんですけど、この場で僕が言うことでも無いのかもしれないんですけどが、これから先そういうことっていうのもちょっと考えれる契機づけしていただいたらなというふうに思います。

小西事務局長　高知県からも意見が大きいので、高知県と愛媛県の知事会議の話題にもずっとなってきた問題で、古くから県と自治体と生産団体とが一緒になって、代掻きの時の農業排水対策協議会いうのは作ってやってます。浅水代掻きとか、流さずに止め置いて濁水を流さんようにしなさいという指導もずっとしてきたんやけど、１人流すと絶対汚れてしまうし、うちでもたまに広見川が濁りよるのを見に行った時に、やっぱ大型でやりよる人が掻きとばして、入れっぱなし、出しっぱなしで濁水がじゃぶじゃぶ出よるのが目につく。特にため池に１回水が入ってそれからまた出るとこのため池が濁るとそこから出る水は１週間２週間ずっと濁りっぱなしになったりすることもあるので、やっぱりそこら辺は１人２人が流すと、ずっとそれが濁ってしまう。今年は水が少なくて流しようが無かったので、割合濁らんかったいうのが正直なとこで、通常なら代掻きの時に三間川経由で奈良川が濁って広見川に合流してそれがずっと濁りが戻らずに高知まで行ってしまうんですけど、そうは言ってもうちの支川から入ってきよるのが濁ってきよるのがあるんで、それは協議会としても呼びかけはせないけんのやけど、農業に関連しとる人達がみんなで声かけして、みんなで声上げて、

みんなで取り組もうやいう話をしてもらう事しか無いと思う。せっかくいい意見出してもらったので、農業委員会としてもやはり河川環境をしっかり守る、鮎を守るとかそういうことにも繋がっていくし、お互い県を挟んで同じ水域で生きとる人間がいがみ合う条件になってしまう事は避けたいと思うので、今後委員さんとしてもそういう状況を見かけた時には、お互い出来ることで止まるんやったら止めようやいう声かけもしてもろたら思います。それを意識として持っていただくのは非常に私としてもありがたいと思うので、これは流域が全部関わらんといけんので、宇和島、鬼北、うちで作った協議会で対応出来ます。またその辺うちの農業委員会でもそういう話出たんで、みんなで取り組む姿勢が大事じゃないかいう事で、協議会を通じて各市町の農業関係の団体にも、田んぼ作りよるけん早期米部会て言うけど、早期米部会だけの話では無いと思うんですよ。四万十の漁協さんもその話はするけど、目に見えんけど生活排水が一番汚しとるとか、根本の汚染の原因は何なのかというところで話を広げていかんと、部分的に農業の濁水だけを悪者みたいに言われますけど、それも１つであるけど全体的な話もやっぱりありますので、みんなで川を守っていくことを考えないと。川の自然を含めて松野の遺産ですのでそういう観点でせっかく出していただいた意見、みなさんで共有していただければ私もありがたいと思います。

村田会長　　見るとこによると、入れっぱなしで代掻いて終わったら水は止めずにそのまま帰って朝はきれいに澄んどる。その人は濁り水がいやなんか澄ました状態にしたいんか知らんけども。ずっとどの田んぼでもそういう事しよるんやけど、濁り水をやっぱし止めるためには水を入れんいうのが一番良いんじゃなかろかと思って。そして水を利用せんよ

うな掻き方がええんじゃないか言うて知り合い関係にはすぐにそれを言うんですけど、できるだけそう言う事を、今年はもう終わったんですけどもまた来年に向けてお願いを致します。

ほか無いですか。

無いようですので終わりたいと思います。

矢野副会長　第１回目の農業委員会を欠席してしまって申し訳ありません。今日は貴重なご意見ありがとうございました。これから３年間このメンバーで農業委員会をやっていくんですけれども、農業委員会の仕事もだんだん多様化していって大変ですけども、いろんな情報交換をして横のつながりを持ちながらみんなでまた頑張っていきたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。今日はありがとうございました。

村田会長　これで終わりたいと思います。